

IV-4-(2) 雇用保険法による給付との調整事由該当・非該当届書(E-2)記入例

特例による退職共済年金の受給権者が、公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申込みをし、雇用保険法による基本手当を受けることとなったとき、または在職中に高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金若しくは高年齢再就職給付金）を受けることとなったときは、退職共済年金の一部が支給停止になります。

つきましては、あなたがその給付を受けることとなったときは、「雇用保険法による給付との調整事由 該当届書・非該当届書」に必要な事項を記入のうえ、必要書類を添えて共済組合に提出してください。

【チェックボックス】
該当するものに「✓」を記入してください。

【個人番号または基礎年金番号】
受給権者ご自身の個人番号（マイナンバー）または基礎年金番号を記入してください。個人番号（マイナンバー）は通知カード、マイナンバーカードなど（基礎年金番号で届出する場合にあっては年金証書など）により確認し、正確に記入してください。

【年金証書記号番号】
年金証書の記号番号を記入してください。なお、請求中の場合はチェックボックスに「✓」を記入してください。

【届出年月日】
雇用保険法による給付を受けることとなった日以後の年月日を記入してください。

【年金受給権者氏名】
氏名及びフリガナを記入してください。

【性別】
性別を○で囲んでください。

【生年月日】
元号を○で囲み、生年月日を記入してください。

【電話番号】
【雇用保険被保険者番号】
雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者証に記載されている被保険者番号を記入してください。

【受けることとなる給付または受けていた給付】
該当する給付を○で囲んでください。

【調整事由該当年月】
基本手当の場合は、求職の申し込みを行った年月日を記入してください。高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金の場合は、その給付の対象となった年月を記入してください。

【必要書類】
記入内容の確認に必要ですので添付してください。
※既に年金請求書に添付している場合は不要です。

雇用保険法による給付との調整事由 該当届書 非該当届書

※ 特別支給の退職共済年金受給権者が、雇用保険法による失業給付（基本手当・高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金）の支給を受けることとなった場合、または失業給付の支給が完了した場合に提出してください。

年金証書記号番号 86XX-0000001234 個人番号または基礎年金番号 123456789012

基礎年金番号（10桁）で届出する場合は左詰めでご記入ください。

年金請求中

下記のとおり届け出ます。
全国市町村職員共済組合連合会 理事長 様
令和 XX 年 8 月 10 日

フリガナ	キョウサイ	ハナコ
年金受給権者氏名	共済	花子
性別	男	女
生年月日	大正	昭和 XX 年 7 月 7 日
電話番号	(03) 1234 - 5678	

雇用保険被保険者番号	9 8 7 6 - 5 4 3 2 1 0 - 1
受けることとなる給付または受けていた給付	<input checked="" type="checkbox"/> 1 基本手当 <input type="checkbox"/> 2 高年齢雇用継続基本給付金 <input type="checkbox"/> 3 高年齢再就職給付金
調整事由該当年月	上記「1」に該当する場合は求職の申し込みを行った年月日 平成 令和 XX 年 7 月 20 日
	上記「2」「3」に該当する場合はその給付の対象となり始めた年月 平成・令和 年 月
調整事由非該当年月	基本手当の支給を受けた日とみなされる日がない年月 平成・令和 年 月
	失業給付等の受給期間満了等により支給停止事由が消滅した日 平成・令和 年 月 日

※ 調整事由非該当届は、支給停止とされる期間において、基本手当の支給を受けたとされる日が1日もなかった月がある場合には、その都度提出してください。

※ 調整事由非該当届が提出されないと、退職共済年金の支給停止は解除されません。

※ 以下の書類を添付してください。（年金請求書に添付している場合は不要です）
・「雇用保険受給資格者証」または「高年齢雇用継続給付支給決定通知書」のコピー（個人番号を記載したときは、添付を省略できる場合があります。）

共済組合受付印

E-2 (3.3)